

麻薬取扱者免許継続申請等にかかる留意事項

1. 麻薬施用者・管理者免許申請について

対象者

令和7年12月31日で現在の免許の有効期間が満了し、引き続き令和8年以降も免許を必要とする者。

提出先と申請方法

麻薬業務所の所在地の管轄窓口（裏面）に持参

（薬務課管轄内のみ、手数料を事前に納付書で納付している場合は郵送（レターパックプラスか簡易書留）可能）

提出期間

令和7年9月1日（月）～9月24日（水）（必着）（土日祝日除く） 9時～12時、13時～17時

（ただし、大阪府各保健所の管轄地域の麻薬業務所については各保健所の提出期間に準ずる。）

申請に必要なもの

- ☐ 年末更新予定者名簿
- ☐ 継続免許申請書（年末更新予定者名簿の記載順に並べて提出）（新規の免許申請書様式の使用も可能）
- ☐ 手数料 3,900円/件
- ☐ レターパックプラス（新しい免許証を郵送での受取を希望する場合）

申請時の注意

- 継続免許申請書を提出後に変更等が生じた場合は、提出先（窓口）にご相談ください。
- 令和8年1月1日までに免許証記載の麻薬業務所に変更がある場合は、変更後の業務所で継続申請を行ってください。

書類記載時の注意

- 継続免許申請書に訂正変更があった場合、年末更新予定者名簿についても継続免許申請書の内容と一致するように変更箇所を赤線で消し、変更内容を赤字で記入してください。別途記載事項変更届の手続きが必要です。
- 転勤や開業等の理由で年末更新予定者名簿に記載されていない者が継続申請をする場合は、年末更新予定者名簿の末尾に赤字で麻薬業務所の名称・氏名等を追記し、継続免許申請書を提出してください。
- 継続申請をせずに業務を廃止する場合は、年末更新予定者名簿を赤線で消し、業務廃止後15日以内に廃止の手続きを行ってください。

手数料納付

- 大阪府 健康医療部生活衛生室薬務課（本館6階）に申請する場合・・・

①POSシステムを用いた大阪府手数料納付窓口での納付

- ・府庁 本館1階:りそな銀行大手支店内 9時～17時（月～金曜日（祝日除く））
- ・府庁 別館1階:エントランス内 9時15分～12時、13時～17時30分（月～金曜日（祝日除く））

②納付書を用いた納付 同封の納付書を用いて指定金融機関で納付し、申請書とともに納付済証を提出

- 大阪府 茨木・守口・藤井寺・泉佐野の各保健所に申請する場合・・・各保健所内会計窓口（現金のみ）

2. 麻薬年間届について

対象者

令和7年9月30日現在、麻薬取扱者免許を有する者。
(ただし、麻薬管理者を設置している麻薬診療施設の麻薬施用者は除く。)

提出先と提出方法

麻薬業務所の所在地の管轄窓口(下表)に持参又は郵送(レターパックプラスか簡易書留)

- ・大阪府 健康医療部生活衛生室薬務課に提出する場合……1部
- ・大阪府 茨木・守口・藤井寺・泉佐野保健所に提出する場合……2部

※ 医師会でとりまとめて提出する場合は、麻薬年間届を麻薬年間届出名簿順に並べて提出してください。

なお、既に麻薬診療施設でなくなった病院・診療所については、麻薬年間届出名簿を赤線で消し、記載されていない麻薬診療施設については、麻薬年間届出名簿の末尾に赤字で追記してください。

提出期限

令和7年12月1日(月) (郵送の場合、必着)

年間届の注意

- 麻薬年間届に記入する麻薬免許証の番号・種類・氏名は、麻薬管理者がいる施設は麻薬管理者、麻薬管理者がいない施設は麻薬施用者のものです。
- 提出した麻薬年間届の控え(コピー)を保管しておいてください。
- 麻薬を所有しなかった場合も提出してください。

3. 麻薬取扱者免許証返納届について

対象者

令和7年12月31日で現在の免許の有効期間が満了し、継続して令和8年1月1日からの免許を受けた者。
(令和7年12月31日の有効期間満了と同時に業務廃止し、令和8年1月1日からの新しい免許の申請をしない場合は、返納届ではなく業務廃止届(現在の免許証を添付)を提出してください。)

提出先 麻薬業務所の所在地の管轄窓口(下表)に持参又は郵送(レターパックプラスか簡易書留)

提出期限

令和8年1月15日(木) (郵送の場合、必着)

提出に必要なもの

- ☐ 麻薬取扱者免許証返納届
- ☐ 有効期間が満了した麻薬取扱者免許証 (年末更新該当者名簿の記載順に並べて提出)
- ☐ 年末更新該当者名簿 (各郡市区医師会長名又は病院長名で一括して届け出る場合は添付必要)
※年末更新該当者名簿は新しい免許証と一緒に交付します。

業務所の所在地	提出先(窓口)	住所・電話番号
大阪市、堺市、東大阪市	大阪府健康医療部 生活衛生室薬務課 麻薬毒劇物グループ	〒540-8570 大阪市中央区大手前 2-1-22 直通 06-6941-9078 代表 06-6941-0351 内線 2558
池田市、能勢町、豊能町、箕面市、豊中市、 吹田市、摂津市、茨木市、高槻市、島本町	茨木保健所 生活衛生室薬事課	〒567-0813 茨木市大住町 8-11 072-620-6706
枚方市、守口市、門真市、四條畷市、交野市、 大東市、寝屋川市	守口保健所 薬事課	〒570-0083 守口市京阪本通 2-5-5 06-6993-3135
八尾市、柏原市、松原市、藤井寺市、羽曳野市、大阪狭山市、 富田林市、河内長野市、太子町、河南町、千早赤阪村	藤井寺保健所 生活衛生室薬事課	〒583-0024 藤井寺市藤井寺 1-8-36 072-952-6165
和泉市、泉大津市、忠岡町、高石市、岸和田市、貝塚市、 泉佐野市、熊取町、田尻町、泉南市、阪南市、岬町	泉佐野保健所 生活衛生室薬事課	〒598-0001 泉佐野市上瓦屋 583-1 072-464-9681

◆各種申請書・届出書等の様式については別添資料【大阪府ホームページの案内】を参照ください。